

熊本型不登校児童生徒等の多様な学びを保障する包括的支援制度

実施要綱

第1条 趣旨

熊本県内における学校教育法第一条で規定された学校（以下学校）に通うことができない長期欠席者の中で不登校児童生徒が年々増加している。その半数以上が何ら支援を受けておらず、家族等だけが対応し続けているのが現状である。

国は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（以下、普通教育機会確保法と記す）の第三条基本方針において民間団体と連携を重視している。その背景には、不登校児童生徒等がフリースクール等民間施設の利用により健康状態の回復、生活習慣の改善、人間関係の信頼回復、学力の保障など多様な学びに留まらない人格形成と社会的自立に根差した実践がされているからである。近年、学校や教育委員会との連携は改善されつつあるが、フリースクール等民間施設の運営基盤は脆弱であるにもかかわらず情報提供、事務作業、視察対応など連携に関する業務負担が発生し大きな負担となっていることが課題である。

一方、不登校児童生徒等を持つ家庭は、「義務教育はこれを無償とする」という憲法の理念を享受できず、学校外の方法で学ぶ費用の負担を強いられ厳しい状況に置かれている。

普通教育機会確保法第六条財政上の措置に則り、熊本県（並びに熊本市）における多様な学びを保障する包括的な制度と支援によって持続可能性を担保し、不登校児童生徒等においても社会的自立を実現する。

第2条 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意味は、それぞれに定めるところによる。

(1) 「フリースクール等民間施設」（以下、「フリースクール」という。）とは、学校外において、不登校児童生徒等に対して学びや社会的な自立支援の提供を行う民間施設をいう。

(2) 「不登校児童生徒等」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にある義務教育段階の児童生徒をいう。

(3) 保護者 不登校児童生徒の父若しくは母又は当該不登校児童生徒が登録しているフリースクール等に利用料等を納入している者をいう。

【熊本型フリースクール認証制度】

第3条 熊本型フリースクール認証申請

熊本型フリースクールの認証を受けようとする者は、知事（政令市においては市長）に申請して、その審査を受けなければならない。

第4条 認証申請することのできる者

第3条の認証申請をすることのできる者は、法人・個人を問わず、以下に定める申請要件を全て満たしていることを要するものとする。

- （1）支援に関わる全職員が、過去に支援対象者に対する体罰や虐待、性加害、その他人権侵害行為等を行っていないこと。
- （2）支援に関わる全職員が、申請日以前の5年間に、福祉や教育関係の法令等に違反して刑事罰や行政処分を受けていないこと。
- （3）代表者又は職員のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいないこと。
- （4）宗教的活動若しくは政治的活動又は特定の公職者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、支持し、若しくは反対することを主たる目的としていないこと。
- （5）公序良俗に反する活動を行っていないこと。
- （6）代表者又は職員への著しく高額な人件費の支出や、営利が主たる目的である活動を行っていないこと。

第5条 認証申請の書類等

第3条の認証申請をしようとする者は、別に定める受付期間に、次の各号に掲げる申請書類を正副各1部、知事（政令市においては市長）に提出しなければならない。

- ① 認証申請書（様式1）
 - ② 認証申請要件・認証基準「確認書」（様式2）
 - ③ 認証申請内容申告書（様式3）
 - ④ その他の知事（政令市においては市長）が必要と認める書類
- 2 前項の受付期間は、毎年度定めるものとする。

第6条 認証の基準及び区分

（政令市においては市長）は、申請日時時点で別表1に定める認証基準に全て適合していると認める場合は、熊本型フリースクールとして認証し、その結果を申請者へ通知する。

2 知事（政令市においては市長）は、第3条の申請が認証基準に適合していないと認めるときは、当該申請に係る者に対し、認証しない旨を通知するものとする。この場合において、知事（政令市においては市長）は、認証しないこととした理由を示すよう努め

るものとする。

第7条 熊本型フリースクール協議会

知事（政令市においては市長）は、熊本型フリースクールを認証するに当たり、熊本型フリースクール協議会（以下、「協議会」という。）を開催して、意見を求めるものとする。

2 協議会は、認証の可否及び認証の区分の検討に当たり、原則現地調査（視察）を行い、知事（政令市においては市長）はその意見を聴取する。

3 協議会の構成員は、不登校経験者（児童生徒等含む）、公的不登校支援者、民間不登校支援団体、不登校児童生徒等の保護者、学識経験者として知事（政令市においては市長）が依頼する。

4 協議会は、認証に関する意見を構成員に求めるために必要とする時期に開催するものとする。

5 第3項から前項までに規定するもののほか、協議会の運営に関する事項は、別に定める。

第8条 認証書の交付等

知事（政令市においては市長）は、熊本型フリースクールの認証をしたときは、認証を受けた者に「熊本型フリースクール認証書」を交付するものとする。

2 第6第1項の規定による認証は、認証を受けようとする者が行う支援の活動内容が、熊本型フリースクールの趣旨に基づいたものであることを認証するものであり、この認証をもって団体等の設立や活動の許認可等の特別の地位を付与するものではない。

3 知事（政令市においては市長）は、熊本型フリースクールを認証したときは、認証を受けた者が提出した申請書類に基づく情報を原則として公開するものとする。

第9条 認証の有効期間

第6第1項の規定による認証の有効期間は、認証を受けた日から起算して3年間とし、認証書に明記するものとする。

2 熊本型フリースクールの認証の更新を希望する者は、前項の期間終了の3か月前までに知事（政令市においては市長）に更新の申請をし、その更新の認証を受けなければならない。この場合において、

更新を希望する者の申請要件及び更新の手続きについては、第4から第8までの規定を準用する。

第10条 認証内容の変更

熊本型フリースクールの認証（認証の更新を含む。以下同じ。）を受けた者は、認証を受けた後、第5条第1項第1号から第4号までに掲げる書類に記載した事項（別表2に定める軽微な変更を除く。）に変更が生じた場合には、所定の変更届を知事（政令市においては市長）に提出しなければならない。

第11条 認証の返上

熊本型フリースクールの認証を受けた者が、当該認証を返上しようとする場合には、所定の返上届を知事（政令市においては市長）に提出しなければならない。

2 前項の返上届には、交付を受けた認証書を添付するものとする。

第12条 認証取消等

知事（政令市においては市長）は、熊本型フリースクールの認証を受けた者が行う支援の活動が申請要件又は認証基準を満たしていないと思われる場合には、認証を受けた者に質問し、必要な事項の報告若しくは必要な書類の提出を求め、又は現地調査を行うものとする。

2 知事（政令市においては市長）は、前項の規定により調査等を行った結果、認証を受けた者における申請要件又は認証基準を満たしていないと判断した場合には、申請要件及び認証基準を満たすよう助言し、指導するものとする。

3 知事（政令市においては市長）は、前項の規定による助言及び指導を行ってもなお改善されない場合、及び第9第2項の規定による更新の申請がなされない場合には、認証を取り消すことができるものとする。

4 知事（政令市においては市長）は、熊本型フリースクールの認証を受けた者（運営者を含めて支援に関わる全職員）が、支援対象者への体罰や虐待、性加害、その他人権侵害行為等に関する特に重大事案に関与した事実により申請要件を満たさないことが判明した場合は、第7条の規定による協議会での意見を聴取した上で、第1項から前項までの規定に基づく手続きを経ることなく、認証を取り消すことができるものとする。また、この場合、取り消しをした日から起算して1年間は再度の認証申請ができないほか、当該期間は第6第1項の別表1（7）に示す活動実績期間に含めないものとする。

第13条 県の取組

知事（政令市においては市長）は、熊本型フリースクール認証を受けた者が本事業の実施に要する経費について、別に定めるところによる申請に基づき補助するものとする。

2 知事（政令市においては市長）は、熊本型フリースクール認証制度の公正な運用に努めるとともに、熊本型フリースクールの認証を受けた者の名称及び所在地、その活動内容等を積極的に情報提供・発信するものとする。

3 知事（政令市においては市長）は、熊本県教育委員会事務局と連携のもと、公教育を含めた不登校児童生徒等の様々な分野の支援者による、広域的な連携づくりや相互の理解を深める場を創出する。

4 知事（政令市においては市長）は、子どもの権利や発達特性への理解、個性を尊重した学び等、フリースクールの運営力や職員の資質向上に向け、学び合うことのできる研修等の開催やその情報収集、案内を行うものとする。

第 14 条 認証を受けた者の取組

熊本型フリースクールの認証を受けた者は、制度の社会的認知と信頼性の向上を図るため、以下の取組に努めるものとする。

(1) 熊本型フリースクール認証書を施設内の見え易い場所に掲示するとともに、認証を受けた者であることを広報紙やホームページ等に記載するなど、熊本型フリースクール認証制度について周知すること。

(2) 県その他の者が実施する、フリースクールの運営力や職員の資質向上に資する研修等に可能な限り積極的に参加するほか、自ら研修等を企画・実施し又は他の者の企画に協力すること。

(3) 認証事業に関する活動内容を電子媒体等の記録に残し、個人情報の扱いには十分留意しつつ、不登校児童生徒等の支援者との情報共有や学び合いの際にこれを提供するとともに、県から要請があった場合には、県が行う調査研究に協力すること。

(4) 認証事業に関する活動について、保護者や市町村、地域住民等からの問い合わせ等があった場合には丁寧に説明すること。

第 15 条 地域・社会資源の活用

熊本型フリースクールの認証を受けた者は、熊本の豊かな環境や地域に根差した学びを実践するため、地域・社会資源（自然・歴史・文化・人材）の積極的な活用を図ること。

【不登校児童生徒等のフリースクール利用支援補助金制度】

第 16 条 補助対象者

補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) フリースクールへ登録している不登校児童生徒等の保護者であること。

(2) フリースクールに通所する場合、不登校児童生徒の様子等に関する情報について、在籍学校とフリースクールが相互に情報共有することを承諾すること。

(3) 県の相談機関と必要に応じ連携ができること。

(4) 補助金以外に次条第1項に規定する補助対象経費に対する補助、助成等を受けていないこと。

(5) 税金の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、知事（政令市においては市長）は特に必要と認める者を補助対象者とすることができる。

第17条 補助対象経費及び補助金の額

補助の対象となる費用は、補助対象者がフリースクールに必要な費用とする。（フリースクール利用料、フリースクールによる訪問支援、家庭学習支援などを含む）

2 補助金の額は、1月につき掛かる費用の全額。ただし、33,000円を上限とする。

3 補助の対象となる費目は以下に挙げるものの他、知事（政令市においては市長）が必要と判断するものとする。

補助の対象となる費目：フリースクール等民間施設利用料、学習教材費、博物館等施設利用料、活動に伴う交通費、宿泊費

第18条 補助対象者の認定申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、不登校児童生徒等のフリースクール利用支援補助対象者認定申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、知事（政令市においては市長）に提出しなければならない。

第19条 補助対象者の認定等

協議会は、前条に規定する申請があったときは、その内容の審査を行い、審査結果をもとに知事（政令市においては市長）は補助対象者として認定する。この場合において、協議会は、当該申請に係る不登校児童生徒の在籍学校の学校長の意見を聴取することができる。

2 知事（政令市においては市長）は、前項の規定により、補助対象者として認定したときは不登校児童生徒等のフリースクール利用支援補助対象者認定通知書（様式第2号）により、補助対象者として認定しないときは学校外の学び利用児童生徒支援補助対象者不認定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

3 知事（政令市においては市長）は、第1項の規定により補助対象者として認定した申請者（以下「補助認定者」という。）が偽りその他不正な手段により補助対象者として認定を受けたと認めるとき又は補助対象者の要件を満たさなくなると認めるときは、補助認定

者の決定を取り消すことができる。この場合は、学校外の学び利用児童生徒支援補助認定者取消通知書（様式第4号）により、当該補助認定者に通知する。

第20条 変更の届出

補助認定者は、第5条第1項に規定する申請の内容を変更しようとするときは、速やかに不登校児童生徒等のフリースクール利用支援補助認定変更届出書（様式第5号）を知事（政令市においては市長）に提出しなければならない。

第21条 補助金の交付申請等

補助認定者は、次の各号に掲げる期間に係る補助金の交付を受けようとするときは、当該各号に定める日までに、不登校児童生徒等のフリースクール利用支援補助金交付申請書（様式第〇号）に、支出の根拠となる書類の写し（領収書、通帳の写し等）を添えて、知事（政令市においては市長）に提出する。

- (1) 4月1日から6月30日までの期間 7月末日
- (2) 7月1日から9月30日までの期間 10月末日
- (3) 10月1日から12月31日までの期間 翌年1月末日
- (4) 1月1日から3月31日までの期間 同日

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号から第3号までに定める期間に同項に規定する交付申請ができないことについてやむを得ない理由があると知事（政令市においては市長）が認めるときは、同項第4号に定める期間までにすることができる。

第22条 補助金の額の確定

知事（政令市においては市長）は、前条第1項に規定する交付申請があった場合は、当該交付申請の書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、適当と認めるときは、前条第1項に示す3か月ごとに補助金の交付決定及び交付する補助金の額を確定し、児童生徒等フリースクール利用支援補助金決定通知書（様式第8号）により当該交付申請をした補助認定者に通知し、補助認定者が指定した金融機関口座にその額を振り込むこと。

第23条 補助金の交付決定の取消し

知事（政令市においては市長）は、補助認定者が偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたと認めるときは、交付決定を取り消すことができる。

2 知事（政令市においては市長）は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、不登校の児童生徒等フリースクール利用支援補助金交付決定取消通知書（様式第〇号様式）により、補助認定者に通知する。

第24条 補助金の返還

知事（政令市においては市長）は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る補助金が既に交付されているときは、交付決定者に対し、当該補助金の全部又は一部の返還を求める。

第25条 制度の効果検証及び改善

知事（政令市においては市長）は、児童生徒等の取り巻く社会情勢の変化や教育・福祉関係の制度変更等を踏まえ、協議会を通じて子どもや若者等の意見を聴きながら、制度施行以降もその効果検証や改善に取り組むものとする。

第26条 個人情報の取扱い

知事（政令市においては市長）は、認証に際して知り得た個人情報等について、不登校児童生徒等の支援推進の用途以外には用いないものとする。

第27条 その他

その他必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

(別表1) 実施要綱 第6 関連 (認証基準)

熊本型フリースクール認証制度 認証基準 (案)

No	項目	総合型？	准学校型？
(1)	所在地	不登校児童生徒等が通所又は入所により利用可能な県内に所在すること。	
(2)	法人格の有無や活動目的等	法人・個人を問わないが、不登校児童生徒等への支援として子どもの居場所、子どもの学びの場所を主目的としているほか、継続的な運営に著しい支障がない程度の財務状況であり、地域での一定の社会的信用を有していること。	
(3)	利用児童生徒	申請者が定める手続きを経て、義務教育段階の不登校児童生徒等が利用していること。ただし、義務教育段階以外の利用者があることを妨げない。	
		不登校児童生徒の休養の必要性を認め、主に子どもの健康回復や人間関係を重視した活動をしている	学校に準じ主に児童生徒への学びを中心とした活動をしている
(4)	利用児童生徒数	原則として、通所又は入所する利用者（運営者の親族ではない者）が複数（2人以上）利用していること。	
(5)	運営責任者の資格等	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや保護者への相談支援において子どもの人権に則した対応をしており、以下①②のいずれかに該当する者 ①不登校への支援について専門的な経験を5年以上有している者。 ②教員免許保持者、公認心理師、臨床心理士、保育士、医師、看護師、精神保健福祉士等 ・利用者の日々の状況に深い理解を有するとともに、不登校への支援について専門的な知識・経験をもっているほか、その支援が対話を重視した伴走的なものであり、熱意を有していること。 	
(6)	運営スタッフの人数	<p>屋外活動時においては、概ね5人毎に1人のスタッフを配置していること。</p> <p>室内においては、概ね15人毎に1人以上のスタッフを配置していること。</p>	
		<p>※上記のほか、スタッフ（ボランティアを含む）による資格等の保有は問わない。ただし利用者の日々の状況に深い理解を有するとともに、不登校への支援について専門的な知識・経験をもっているほか、その支援が対話を重視した伴走的なものであり、熱意を有し</p>	

		<p>ていること。</p> <p>※ より効果的な相談等支援に繋げること、また、認証審査時の参考とするため、スタッフ（ボランティアを含む）の保有資格についても、認証申請時に報告すること。</p>		
(7)	開所日数	<table border="1"> <tr> <td>週 1 日以上、平日の日中時間帯（休憩時間は除き、原則 4 時間以上）を基本に開所していること。</td> <td>週 3 日以上、平日の日中時間帯（休憩時間は除き、原則 4 時間以上）を基本に開所していること。</td> </tr> </table>	週 1 日以上、平日の日中時間帯（休憩時間は除き、原則 4 時間以上）を基本に開所していること。	週 3 日以上、平日の日中時間帯（休憩時間は除き、原則 4 時間以上）を基本に開所していること。
週 1 日以上、平日の日中時間帯（休憩時間は除き、原則 4 時間以上）を基本に開所していること。	週 3 日以上、平日の日中時間帯（休憩時間は除き、原則 4 時間以上）を基本に開所していること。			
(8)	活動実績	<p>・利用者への社会的自立等の相談を中心とした支援活動について、開所の日及び活動を開始した日から 1 年以上経過しており、明確な活動実績があること。</p> <p>※ 申請日以前の 1 年間に、連続して 3 か月以上の休業期間がないほか、1 日当たり原則 4 時間以上（休憩時間は除く）開所している期間を活動実績に含めること。</p> <p>実績の対象となる運営時に適切な会計処理が行われていること。</p> <p>かつ、申請日の属する年度の前年度の収支決算（計算）書又は事業報告書等が、県の求めに応じて提出できる状態にあること。</p>		
(9)	在籍校との連携・協力	<p>利用者への社会的自立等の相談を中心とした支援活動の状況を定期的に連絡し、情報共有を図るなど、利用者の在籍校と十分な連携・協力関係を構築していること。</p> <p>（共有の際は、必要に応じて「参考様式 a」を参照）</p>		
(10)	在籍校での出席扱い	<p>指導要録上で出席扱いとなる利用児童生徒等がいることは原則問わない。</p>		
(11)	支援方針・計画等の策定	<p>利用者への社会的自立等の相談を中心とした支援活動に際して、利用者の個々の状況や特性に沿った伴走方針や支援計画等を策定し、その保護者や在籍校等と共有していること。また、その実施状況に応じて適宜評価・見直しを行っていること。</p> <p>（策定の際は、必要に応じて「参考様式 b」を参照）</p>		
(12)	施設等情報の発信・明確化	<p>利用児童生徒や保護者が施設を選択する際に参考となる、相談や学び等の支援内容、開所日・時間、入会金、利用料（月額・年額等）等の情報について、運営者の責任において明確かつ積極的な情報発信がされていること。なお、その発信に際しては、地方公共団体によるホームページ等への継続的な情報掲載により代えることができるものとする。</p>		
(13)	利用児童生徒・保護者	<p>利用児童生徒及びその保護者からの相談に応じるとともに、必要</p>		

- への相談等支援
- (14) 施設・設備等における
利用児童生徒の安全確保
- に応じて、保健・医療・福祉・教育等の支援機関につなげる等、適切な対応が図られていること。
- ・利用者への支援等を実施するに当たって支障のない常設の施設（賃貸等でも可）や設備を有しており、保健衛生上、安全上及び管理上の懸念がないこと。
 - ・宿泊を伴う活動など施設外での活動を行う場合には、安全面・健康面での配慮が十分なされていること。
 - ・災害・防犯に関する訓練を実施するなど、児童生徒等の安全確保に努めること。
 - ・利用者の個人情報保護についての規程があること。かつ、その規程の中で、利用者の活動記録を公開する場合に、事前に保護者等の同意を得ることを要する旨規定していること（又は、具体的な時期を定めて規定予定であること）。